

調査の概要

1 医療施設調査

(1) 調査の目的

この調査は、全国の医療施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に定める病院・診療所）の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査の沿革

この調査は、昭和 23 年に行われた「施設面からみた医療調査」を前身としており、昭和 28 年に医療施設調査となった。

昭和 48 年から医療施設より提出される開設・廃止等の申請・届出に基づき「医療施設動態調査」（以下「動態調査」という。）を毎月実施するとともに、全医療施設の詳細な実態を把握することを目的とした「医療施設静態調査」（以下「静態調査」という。）を昭和 50 年を始めてとして 3 年ごとに実施することとし、現在に至っている。

なお、静態調査は昭和 56 年までは 12 月末現在で調査していたが、昭和 59 年からは 10 月 1 日現在で調査している。

(3) 調査の種類、期間及び期日

動態調査は、静態調査の結果に医療施設の開設、廃止等の状況を順次加減し、医療施設の状況を把握するものであり、令和 6 年調査は令和 5 年 10 月 1 日から 1 年間の調査結果である。

(4) 調査の対象

動態調査の対象は、開設・廃止等のあった医療施設である。

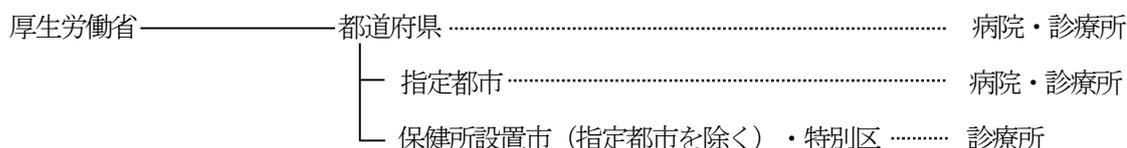
医療施設には、往診のみの診療所を含むが、助産所、介護老人保健施設、介護医療院及び保健所は除く。

(5) 調査の事項

施設名、施設の所在地、開設者、許可病床数、その他関連する事項

(6) 調査の方法及び系統

動態調査は、医療施設からの開設・廃止等の申請・届出に基づいて、都道府県知事又は保健所を設置する市・特別区の長が動態調査票を作成し、厚生労働大臣に提出した。



(7) 結果の集計

厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）において行った。

※ 医療施設調査は、統計法に基づく基幹統計「医療施設統計」を作成するための統計調査である。

2 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
統計項目があり得ない場合	・
比率等が微小（0.05 未満）の場合	0.0
減少数又は減少率を意味する場合	△

(2) 掲載している数値は、四捨五入をしているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(3) 人口 10 万対比率算出のために用いた人口は、「人口推計（令和 6 年 10 月 1 日現在）」（総務省統計局）の総人口である。なお、指定都市、特別区及び中核市については、各指定都市、東京都及び各中核市が推計した令和 6 年 10 月 1 日現在の総人口である。

付表 施設の種類の種類・現在の状況別にみた施設数

令和6(2024)年10月1日現在

	総数	休止中	1年以上 休診中	活動中（集計対象）		
				総数	1年未満 休診中	活動中
総数	182 026	1 603	778	179 645	357	179 288
病院	8 082	22	—	8 060	1	8 059
一般診療所	106 748	1 092	449	105 207	214	104 993
歯科診療所	67 196	489	329	66 378	142	66 236

(医療施設調査)